

貝塚市成年後見人等報酬助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬を負担することが困難である者に対し、その報酬の全部又は一部を助成するため、貝塚市成年後見人等報酬助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有している認知症高齢者、知的障害者、精神障害者その他の精神上の障害により判断能力が十分でないと認められる者（以下「認知症高齢者等」という。）

(2) 東京法務局に成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の登記がされている者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者（以下「中国残留邦人等支援受給者」という。）

ウ 資産、収入等の状況について、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当し、助成を受けなければ成年後見人等への報酬を負担することが困難な者

(ア) 当該者の収入の総額から家庭裁判所の報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬額（第5条第1項において「審判書記載の報酬額」という。）を控除した額が生活保護基準（生活保護法第8条第1項の基準をいう。）において定められている最低生活費の額未満であること。

(イ) 当該者の所有する現金及び預貯金その他の資産の合計額が50万円以下であること。

(ウ) 当該者が土地又は家屋（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）に基づき保有を認められている宅地及び家屋を除く。）を所有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、助成金の交付申請時において、次の各号のいずれにも該当する者については、助成対象者とすることができる。

(1) 市内に住所を有しない認知症高齢者等で、次のいずれかに該当するもの

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定に基づく市に係る住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項又は第 4 項の規定により、市が介護給付費等の支給決定を行っている者

ウ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条の規定による市の措置により市外の施設に入所している者

エ 生活保護法に基づき市が保護を決定し、実施している者

オ その他市長が特に必要と認める者

(2) 前項第 2 号及び第 3 号に該当する者

3 前 2 項の規定にかかわらず、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。

(1) 当該者の成年後見人等が配偶者又は 4 親等内の親族である場合

(2) 当該者の成年後見人等が市民後見人である場合

(3) 成年被後見人等又は当該者の成年後見人等が、市以外の地方公共団体その他団体の実施する制度により成年後見人等の報酬に係る助成を受けることができる場合

(4) その他市長が適当でないと認める場合

(助成対象経費)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費（次項において「助成対象経費」という。）は、助成対象者が成年後見人等に対して支払うべき報酬（第 6 条の規定による申請を行う前に助成対象者が死亡した場合又は死亡後に審判が行われた場合における成年後見人等に対する報酬を含む。）とする。

(助成対象期間)

第 4 条 助成対象期間は、助成対象者に係る報酬付与の審判書に記載されている期間とする。

(助成額)

第 5 条 助成金の額は、毎年度予算に定める範囲内で審判書記載の報酬額に相当する額（当該報酬額の対象となる期間が 12 か月を超えるときは、直近の 12 か月に係る報酬額に相当する額）を限度とする。ただし、介護老人福祉施設等の施設に入所し、又は病院等に入院している助成対象者にあつては月額 18,000 円を、その他の者にあつては月額 28,000 円を限度とする。

2 前項の規定により助成金の上限の額の算定を行う場合において、1 か月に満たない日数があるときは、当該 1 か月に満たない日数に係る助成金の上限の額については、日割計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は、切り捨てるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、報酬助成が必要となった初年度及び助成対象者が死亡した年度における助成金の上限の額の算定に係る期間については、報酬付与の審判決定期間の末日から遡って最大で 15 か月とする。

(申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者の成年後見人等は、家庭裁判所によ

る報酬付与の審判があった日から起算して3か月以内に貝塚市成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に当該助成対象者に係る次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書の写し
- (2) 登記事項証明書の写し（発行日から1年以内のものに限る。）
- (3) 住民票（市に住民登録がある場合は、省略可）
- (4) 市民税非課税証明書（最新年度のもので、発行日より3か月以内のものに限る。（市に住民登録がある場合は、省略可））
- (5) 収入・資産等申告書（様式第2号）及び当該申告書に関する次に掲げる証明書類

- ア 公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入の分かる書類
- イ 金銭出納簿、領収書の写しその他の必要経費の分かる書類（通帳の写し等）
- ウ 財産目録の写し

2 助成対象者が生活保護受給者又は中国残留邦人等支援受給者である場合は、その旨を証明する書面の提出をもって、前項第3号に掲げる書類の提出に替えることができる。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を貝塚市成年後見人等報酬助成金交付決定通知書（様式第3号）又は貝塚市成年後見人等報酬助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による助成金交付決定の通知をしたときは、その日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（資産状況等に係る報告の徴収）

第9条 市長は、第6条の規定による申請に係る審査のため必要があるときは、申請者に対し、交付対象者が有する資産の状況等について報告を求めることができる。

（交付金の返還）

第10条 助成金の交付を受けた者は、次に掲げる事由に該当するときは、当該交付を受けた助成金に相当する額を返還しなければならない。

- (1) 助成対象者、成年後見人等、親族その他の関係人が、助成金に係る交付に関し、虚偽の申出をしていたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（譲渡等の禁止）

第11条 助成金の交付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。
（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に審判等（市長が行った成年後見開始の審判の申立てに係るものを除く。）が確定した者に係る成年後見人等に対する同日以後の報酬に係る助成について適用する。